

令和 7 年第 5 回市議会（定例会）

# 議 会 議 案

自 議案第 120 号

至 議案第 122 号

（追加第 1 回）

令和 7 年 1 月 19 日

加 古 川 市

## 目 次

議案第 120号 加古川市固定資産評価審査委員会委員選任につき同意を求 めること .....	3
議案第 121号 人権擁護委員候補者推薦につき意見を求めること .....	6
議案第 122号 人権擁護委員候補者推薦につき意見を求めること .....	9

加古川市固定資産評価審査委員会委員選任につき同意を求めること

加古川市固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいから、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

令和7年12月19日提出

兵庫県加古川市長 岡 田 康 裕

記

住 所

[REDACTED]

氏 名 松 井 隆 文

生年月日

[REDACTED]

◎参考

地 方 稅 法 抜 す い

(固定資産評価審査委員会の設置、選任等)

第 423条 固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定するため、市町村に、固定資産評価審査委員会を設置する。

2 固定資産評価審査委員会の委員の定数は3人以上とし、当該市町村の条例で定める。

3 固定資産評価審査委員会の委員は、当該市町村の住民、市町村税の納税義務がある者又は固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、当該市町村の議会の同意を得て、市町村長が選任する。

4 ..... (省略)

5 ..... (省略)

6 固定資産評価審査委員会の委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 ..... (省略)

{

9 ..... (省略)

人権擁護委員候補者推薦につき意見を求めること

人権擁護委員候補者に次の者を推薦したいから、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和7年12月19日提出

兵庫県加古川市長 岡田康裕

記

住 所

[REDACTED]

氏 名 岡田 裕之

生年月日

[REDACTED]

◎参考

人 権 擁 護 委 員 法 抜 す い

(委員の推薦及び委嘱)

第6条 人権擁護委員は、法務大臣が委嘱する。

2 ..... (省 略)

3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、  
人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、  
教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の  
団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員  
の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなけ  
ればならない。

4 ..... (省 略)

{

8 ..... (省 略)

(委員の任期)

第9条 人権擁護委員の任期は、3年とする。但し、任期満了後も、後任者が委嘱さ  
れるまでの間、その職務を行う。

人権擁護委員候補者推薦につき意見を求めること

人権擁護委員候補者に次の者を推薦したいから、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和7年12月19日提出

兵庫県加古川市長 岡田康裕

記

住 所

[REDACTED]

氏 名 的 野 登 喜 子

生年月日

[REDACTED]